

名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会条例をここに公布する。

令和7年12月24日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市条例第73号

名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が設置する名古屋市揚輝荘の整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるとときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

30	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
----	------------------------------------	--------------------------	----------	--

」

を

「

30	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
30の2	揚輝荘整備運営事業者 選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	

」

に改める。